

# 監査品質のマネジメントに関する報告書

2024 年度

〔 自： 2024 年 7 月 1 日  
至： 2025 年 6 月 30 日 〕

2025 年 8 月



## 目 次

頁

### I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2. 事務所概要	2

### II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤	4
2. 組織・ガバナンス基盤	15
3. 人的基盤	19
4. IT 基盤	24
5. 財務基盤	25
6. 国際対応基盤	26
7. その他	27

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

以 上

## I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

### 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

“1人1人がプロとしての自覚を持ち、高い品質の監査を遂行する”

監査(audit)の語源は、「聴く」といった意味を持つ「audio」から派生したと言われています。「聴く」とは、聞こえてきたものの内容を理解し、進んでいくという意味があります。私たちは、経営者や監査役等とのコミュニケーションにおいて、「聴く」ことを重視し、被監査法人が抱えるリスクや問題点を把握し、理解し、的確な監査手続を立案、実施していきます。

公認会計士を取り巻く環境は、社会環境の変化に伴って、職域が増加する反面、社会から求められる要求水準が高度化しています。当監査法人ではこのような状況に適応すべく、全専門要員における職業的専門家としての能力の維持向上と将来を担う人材の採用と育成に積極的に取り組んでいます。徒に規模の拡大を求めず、監査の品質確保の重視を優先しています。全専門要員には、監査チーム内の規律を守りながら、自らが考え、実行に移すこと、監査に関する法令及び規定の遵守が重要であること、監査上の重要な決定事項は、チームメンバーの意見を尊重し、監査チームの総意により監査判断が行われることの重要性を最高経営責任者からのメッセージとして全職員に対して周知しています。

持続可能な社会と健全な発展を実現するために、プロフェッショナルとしての信念と良心をもって、公共の利益に貢献し、さらにスピード感をもって、常に新しい事を吸収し、発信してまいります。

今後ともご愛顧のほどお願い申し上げます。

永和監査法人 会長代表社員

荒川栄一

## 2. 事務所概要

### (1) 経営理念

私たちは、社会の健全な発展を実現するため、プロフェッショナルとしての信念を持ち、高い品質の監査を遂行することを意識しながらクライアントのニーズに沿ったサービスの提供をし、全職員の健全なワークライフバランスを追及することを理念としています。

また、考え、実行に移すことを大切にし、多角的な視点から様々な価値観のもと、監査業務に従事しています。当監査法人では、年齢の幅もキャリアも様々な社員で構成されております。各々の経験や、知識を併せることで、被監査法人と十分な議論を行いながら、日々の業務に取り組んでいきたいと考えています。

### (2) 法人について

#### ■法人概要

- ・法人名 : 永和監査法人
- ・設立 : 2005年4月
- ・住所 : 東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第1平和ビル4階
- ・代表者 : 荒川 栄一

#### ■沿革

- 2005年 東京都新宿区神楽坂に永和監査法人を設立
- 2008年 業容拡大に伴い法人事務所を新宿区矢来町に移転
- 2018年 業容拡大に伴い法人事務所を中央区日本橋兜町に移転

## ■職員数

2025年6月30日現在

パートナー	8名
公認会計士	31名
その他	6名
合計	45名

※上記には非常勤職員を含めます。

## ■監査契約数

2025年6月30日現在

### 1. 監査証明業務

種別	被監査会社等の数	
	総数	うち大会社等の数
① 金商法・会社法監査	5社	5社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	11社	1社
④ 学校法人監査	18法人	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	2法人	—
⑦ その他の任意監査	14法人	—
計	50法人	6法人

### 2. 非監査証明業務

種別	対象会社等の数	
	総数	うち被監査会社等の数
大会社等	1社	1社
その他の会社等	7法人	5社
計	8法人	6社

## II. 経営管理の状況等

### 1. 品質管理基盤

#### (1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理システムを整備し運用しております。

- ・当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ・当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

上記を目的として品質管理システムの整備及び運用を適切に行うため、整備及び運用状況の文書化に関する方針及び手続を定め、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を適時に反映・改訂しております。

また、新規契約の受嘱時に全職員を対象にした独立性の確認や関与先の反社チェック等のリスク検討、審査担当社員による審査等が適時に行われているかについて日常的監視や定期的な検証を通じて確認を行っております。

なお、2023年度から独立性を有する外部アドバイザーを選任し、社員会において有益な助言を頂きながら、品質管理の充実・強化に取り組んでおります。

## (2) 品質管理に関する責任・役割

当監査法人は、社員会において品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理システムの整備及び運用状況について品質管理責任者が日常的にモニタリングしております。

### ■社員会

社員 8 名で構成された社員会では、監査業務の品質を重視する風土を醸成する際に、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しています。

- ・監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であり、この方針を、社員及び専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させること
- ・当監査法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先するがないように、各社員の責任を定めること
- ・当監査法人が品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源（人数、監査時間、専門要員の能力・知見）を確保すること

### ■最高経営責任者

当監査法人では品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う者で、社員会の代表者が最高経営責任者としての職務を担うものとしております。

最高経営責任者は、品質管理に関する適切な方針及び手続の方向性を定めるほか、品質管理責任者が十分かつ適切に当法人の品質管理システムをモニタリングしているかについて、その業務内容を確認し、また品質管理責任者とは適時コミュニケーションを取っております。

#### ■品質管理責任者

当法人では、品質管理システムの整備及び運用状況をモニタリングする品質管理責任者として、社員会にて社員の中から選任するための方針及び手続を定めています。品質管理責任者として選任された社員は、監査業務の品質管理に主として従事可能であること、十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持していること、品質管理上の問題を識別・理解していることを毎期社員会において確認されています。

品質管理責任者は、品質管理基準委員会報告書第1号の目的を理解し、要求事項を適切に適用するため、適用指針を含め、同報告書を全体として理解しています。

### (3) 職業倫理の遵守・独立性の保持の方針及び手続

#### ■ 職業倫理の遵守

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）等に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

- ・誠実性の原則

- ・公正性の原則

- ・守秘義務の原則
- ・職業的専門家としての行動の原則

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確認しております。

### ■ 独立性の保持について

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）等に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

・独立性に及ぼす影響の評価を当監査法人全体として行えるように、監査責任者及び非監査業務の業務執行責任者は、関与先に提供する業務内容を含め、業務契約に関する情報を当監査法人に提供します。また、専門要員は独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観について当監査法人へ速やかに報告します。

・当監査法人は、独立性の保持に関する情報を蓄積し、また、関係する専門要員にこれらの情報を伝達します。

・品質管理責任者は、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年独立性の保持の方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出します。なお、品質管理責

任者は、当監査法人の監査対象会社等上記の調査のため必要となる情報を、事前に専門要員に対し通知します。

#### 【独立性の遵守状況】

確認基準日	2024年7月1日
独立性確認書回答率（件数）	100% (50件)
違反件数	0件

※独立性の確認対象には、専門要員の他、事務局職員、外部アドバイザー、専門的見解の問合せ先も含めています。

#### ■ 監査メンバーの長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、社員の専門分野や経験、業務量に配慮し、監査業務の品質が維持できるよう毎年ローテーション計画を作成し、実施しております。

社員以外の主要な監査メンバーについても長期間にわたっての関与の有無を確認し、当該者の公正性及び職業的懐疑心に影響を与える得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因が生じていないか確認をしています。

#### 【ローテーションルール】

担当	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
業務執行社員	7会計期間	2会計期間
審査担当社員	7会計期間	3会計期間

主要な監査メンバー	監査結果に与える影響力等を考慮した上で必要に応じて ローテーション
-----------	--------------------------------------

※大会社等以外の監査業務については、「主要な監査メンバー」に関するローテーションルールと同様、監査結果に与える影響力等を考慮した上で社員会における決議に基づき、必要に応じてローテーションを行っております。

#### (4) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結、更新を行うこととしております。

- ① 当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- ② 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるこ。
- ③ 当監査法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

関与先の誠実性の把握については、反社会的勢力及び反市場的勢力とのつながりがないか等受嘱前に必ずスクリーニングを実施しています。

監査業務を行うのに適した人的資源を有しているか、職員に対し独立性の問題がないか等を確認しており、既存の関与先についても不正リスクを考慮して契約の更新に伴うリスクを評価し、契約継続の可否の検討をしています。

## (5) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての被監査法人について審査を行う担当者を設置し、その監査業務について監査計画及び監査意見形成のための審査を行います。

監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために行うもので、以下のとおり方針及び手続を定めています。

- ・審査の内容、実施時期及び範囲
- ・審査担当者の適格性
- ・審査に関する文書化

また、審査は、通常、監査責任者等との討議及び財務諸表とその監査報告書の検討(特に監査意見についての十分な検討)により行われます。審査には、監査チームが行った重要な判断や監査意見を裏付けるものとして必要と認める監査調書の検討が含まれ、審査の範囲は、監査業務の複雑性及び不適切な監査報告書が発行されるリスクの程度を考慮します。

審査担当者の選任にあたっては、「審査規程」に基づき、以下の事項を考慮して社員会において審査担当者の適格性を検討します。

- ・必要な知識、経験、能力、職位等の当該監査業務の審査を行うために必要とされる資格
- ・審査担当者が客觀性を損なうことなく業務に関して専門的な見解の問合せの助言を行うことができる程度
- ・審査担当者に対し職業倫理に関する規定で要求される独立性

## (6) 専門的な見解の問い合わせ

専門性が高く、当監査法人内では判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することとしています。

専門的な見解の問い合わせ先については、法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者かどうかを社員会で検討し、選任を行っています。

### ■監査チームが専門的な見解の問合せを行うに当たっての問合せ先

問合せ内容	資格・経歴	所属
法律	弁護士	専属外部アドバイザー
不動産	不動産鑑定士	専属外部アドバイザー
会計基準 (IFRS 含む)	公認会計士	専属外部アドバイザー
不正対応	問い合わせ内容について経験と知見を有する事務所内担当者（常勤・非常勤）を社員会が選任	
非営利法人	問い合わせ内容について経験と知見を有する事務所内担当者（常勤・非常勤）を社員会が選任	
暗号資産	問い合わせ内容について経験と知見を有する事務所内担当者（常勤・非常勤）を社員会が選任	
税務	問い合わせ内容について経験と知見を有する事務所内担当者（常勤・非常勤）を社員会が選任	

## (7) 監査品質向上への取り組み

当監査法人は、監査品質の維持向上のための適時適切な研修を企画し、全専門要員を対象に実施しております。研修の実施状況については「3. 人的基盤」を参照ください。

また、最高経営責任者は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきであることを担当する業務執行社員に対して周知し、かつ上場会社等の定時株主総会へ出席することで資本市場の参加者等の意見を聴取することを推奨し、その場で得られた情報等は社員間において共有し、監査の品質管理向上に役立てております。なお、当事業年度における業務執行社員による上場会社の定時株主総会への出席率は100%です。

## (8) 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを定めています。

当該プロセスには、品質管理システムに関する日常的監視及び評価を含めており、評価には、監査責任者ごとに少なくとも3年に1回は1つの完了した監査業務の定期的な検証を実施しています。

また、監査責任者は、社員会から伝達された、品質管理のシステムの監視の結果に関する最新の情報、及び当該情報で指摘された不備が担当する監査業務に影響を与えることがあるかどうかを考慮しています。

### 【定期的な検証の実施】

	2024年6月期	2025年6月期
定期的な検証対象業務数	2件	1件

※上記いずれも重要な不備事項のない実施結果となっております。

### (9) 外部レビュー等

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー

2025年2月20日付けで、品質管理システムの整備状況及び運用状況のいずれにおいても重要な不備事項が見受けられない、「重要な不備事項のない実施結果」の品質管理レビュー報告書を受領しております。

監査業務の品質管理における改善勧告事項については、全ての専門要員への改善措置の内容の周知、改善措置の実施、品質管理責任者が作成した改善勧告事項のチェックリストを用いての実施状況を確認し、対応を完了しております。以降は、受けた改善勧告事項を毎年度の審査における検証項目とし、かつ毎年実施する定期的な検証においても同様に対応をしています。

- ・公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による立ち入り検査を受けての、金融庁による行政処分を受けたことはありません。

## (10) 兼業・副業の状況

兼業・副業に対する基本的な考え方として、監査法人以外で公認会計士が持つ職業的スキルを発揮し、幅広く実務経験を積むことは、監査法人で行う監査証明業務への相乗効果が期待できるため、全社員及び当法人と雇用契約を締結する専門要員に対し兼業・副業を原則として認めております。

しかしながら、過度な兼業・副業を認めると過重労働となり、本業である監査証明業務への悪影響を与える恐れがある他、社員の場合は監査法人との競業避止義務に抵触する恐れもあります。したがって、当法人と雇用契約を締結する専門要員については、会長代表社員に対する事前申請による許可制として兼業・副業を認め、他の監査法人との兼業は禁止である旨徹底しています。また、毎年又は隨時に全社員及び全職員を対象に独立性の確認を実施し、特に社員については当法人との利益相反及び競業避止義務に抵触していない旨の確認書を入手しております。

## 2. 組織・ガバナンス基盤

### (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

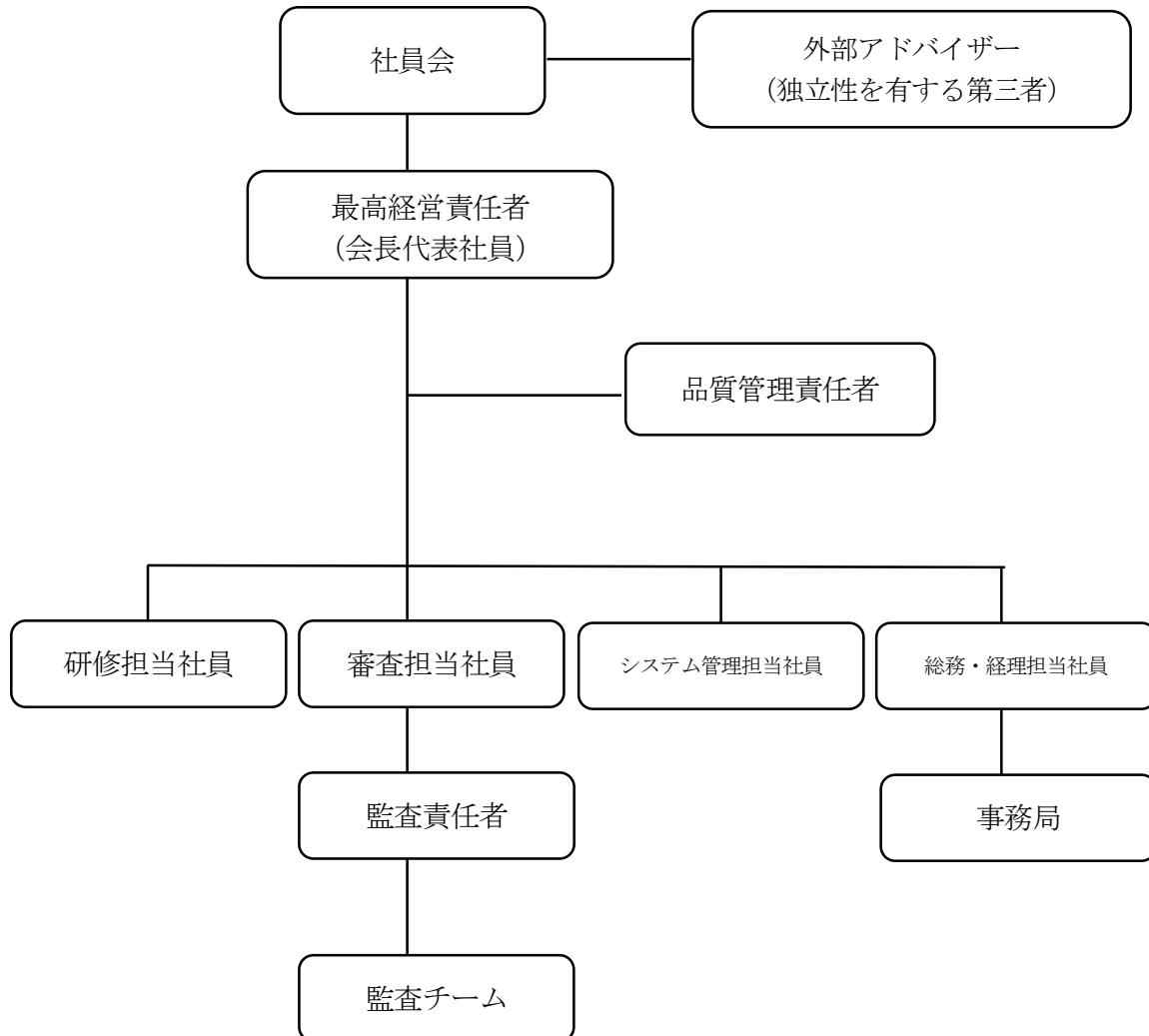
平成 29 年 3 月 31 日に金融庁より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。

本原則は、大規模な監査法人の組織的運営を念頭に、「①監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成」、「②実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保」、「③監査品質の向上に向けた意見交換とそれを可能にする組織運営の透明性の確保」に関する原則をまとめたものであり、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等において、組織としての監査の品質の確保に向けた取組状況の評価が円滑に行われるための一助となるものです。

ただし、本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの専門職員から構成される大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されており、その内容は、中小規模監査法人にそのまま適用することが困難又はそぐわない項目も含まれております。

当監査法人は、無限連帯責任を負うすべてのパートナーにより構成される社員会において、法人全体の運営に関する意思決定を行っている中小規模監査法人であるため、本原則のすべてを適用することは状況に応じて適切ではない面がありますが、当監査法人の規模や特性等を踏まえて最も適切と考える方法にて、本原則を適用することは、当監査法人における監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に資するものと考え、実効的な組織運営を実現すべく本原則に取り組むこととしております。

(2) 組織図



### (3) 社員会

当監査法人では、社員全員（無限責任社員 8 名）が経営に直接関与し、社員により開催される社員会での合議等で、相互に監視・牽制することによって監査品質を持続的に向上するための組織運営を基本としております。

社員会は、年 1 回の社員総会以外にも定期的に開催を行い、社員会規程に基づき議案に対し各社員が主体となって適切な判断ができるような体制を整えております。

2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日までの社員会の開催回数	7 回
---	-----

※持ち回り決議を含む。

#### 【社員会メンバー】

最高経営責任者（会長代表社員） 荒川 栄一

兼システム管理担当

品質管理責任者 津村 玲

社員 伊藤 嘉基

研修担当社員 芦澤 宗孝

社員 小栗 一徳

社員 佐藤 弘章

社員 清水 巧

社員 松下 真

#### (4) 独立性を有する第三者

2023年度より当監査法人の社員に加えて、過去において当法人の社員又は専門職員として関与経験のない、独立した立場である外部アドバイザーも社員会に陪席しており、第三者の評価機関としての体制が整備されております。外部アドバイザーは、公認会計士・監査審査会検査官の経験を有し、大手監査法人で品質管理本部の一員だった経歴もあり、監査の品質管理について豊富な経験を有しております。

#### 【外部アドバイザーの資格・氏名】

公認会計士 関 浩一郎

### 3. 人的基盤

#### (1) 業務運営に関する方針

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当監査法人又は業務執行社員が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようになりますことを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

人材育成としては、定期的な法人内研修による専門要員の能力の向上を行い、法人内において監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を行っております。

#### (2) 構成員の状況

人材の確保については、ホームページの採用フォーム、求人広告や職員の紹介を通じて中途採用を随時実施しています。

#### 【構成員の内訳】

	2024年6月末	2025年6月末
社員	7名	8名
公認会計士	28名（内女性6名）	31名（内女性7名）
その他監査補助スタッフ	10名（内女性5名）	6名（内女性2名）
合計	45名（内女性11名）	45名（内女性9名）

※上記には、非常勤職員を含みます。

働きやすい環境づくりのため、当監査法人では以下を行っています。

- ・テレワーク制度の導入
- ・短時間勤務の導入
- ・自己研鑽のために購入した書籍等の費用の補助
- ・女性職員、男性職員の育児休業利用の推進
- ・公認会計士を目指す職員に対し、試験休暇の付与

#### 【有給休暇消化日数】

	2023年7月～2024年6月	2024年7月～2025年6月
平均有給休暇取得日数	9.5日	9.8日

#### 【試験休暇消化日数】

	2023年7月～2024年6月	2024年7月～2025年6月
【短答】平均試験休暇取得日数	13.5日	0日
【論文】平均試験休暇取得日数	33日	20.5日

#### (3) 人事評価制度

当監査法人では、職階ごとに求める適性及び能力を専用のフォーマットを用いて公平に評価しています。専門要員は自己評価シートを社員に提出後、社員は専門要員との個人面談を実施し、一年を通しての業務の評価・今後のマネジメントの改善を行います。評価は、一人の社員だけでなく、専門要員一人に対し、社員全員で行うことにより、公平な評価を実施しています。

社員報酬に関しては、「社員報酬決定に関する内規」を規定し、これに基づき毎期各社員の月額報酬額等を決定しています。当該内規は、業務を担当する社員が監査の品質管理を重視し、被監査法人に対する職業的懐疑心の発揮と批判的な対応が行われているかを評価し、これに報いるための社員の報酬の決定に関する方針と手続を定めることを目的としています。

#### (4) 研修及び能力開発のための環境

当監査法人では、専門要員の研修・能力開発を行うため、必要な研修の機会を提供し、CPD 履修状況を管理するなど、専門要員の職業的専門家としての適性や能力の維持・開発を行っています。

日本公認会計士協会等外部が開催する研修以外に所内でも定期的に研修を行っており、新しい法令や監査業務の理解を深める環境を整えています。

所内研修の内容は、研修管理者が研修計画案を作成し、社員会で最終決定後、決定内容を元に所内研修を実施しています。

また、品質管理責任者は、専門要員の CPD 履修状況を確認するにあたり、専門要員が必修科目として指定されている職業倫理及び監査の品質について、1 事業年度のそれぞれの必須単位数を履修していることを確認しています。

**【2024 年度における研修実施内容】**

実施月	研修内容
第1回 2024年9月	2024年度事務所経営方針
第2回 2024年11月	近年の委員会の動向（学校法人、暗号資産）
第3回 2025年2月	2024年度品質管理レビュー結果及び定期的な検証結果報告
第4回 2025年3月	2025年3月期決算留意事項

その他、当法人独自に上場会社等監査人事務所として必要な受講項目を定め、当法人所属の専門要員に対し、各自 E ラーニングの受講を求めていきます。

**【2024 年度 当法人が定める必修研修項目と履修状況】**

研修項目	経営方針等	基準等の改訂	インサイダー取引規制	独立性	コンプライアンス	情報セキュリティ	品管レビュー事例解説	審査会事例集	定期的な検証
履修状況	98%	98%	100%	98%	98%	98%	98%	98%	98%

※履修状況は全職員（受講対象者）に対する履修者の割合を示しています。

**【CPD 履修単位の平均】**

年度	2023 年度	2024 年度
社員	56.7 単位	55.6 単位
公認会計士	45.6 単位	45.2 単位

※上記には、非常勤職員を含みます。なお、日本公認会計士協会が規定する CPD（継続的専門能力開発）制度においては、当該事業年度を含む直前 3 事業年度で合計 120 単位以上の研修を履修するとともに、当該事業年度において 20 単位以上の研修を履修すること等が求められています。

## (5) 非監査業務への取り組み

当監査法人は、「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで非監査業務について積極的に取り組むことにより、個々人の能力がより高く、より幅のあるものになると考えています。したがって、社員・全職員に対して、ＩＰＯ支援業務や株価算定業務などといった非監査業務への関与を推奨し、研修会への参加を促すことにより、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を提供しています。

## 4. IT基盤

### (1) ITに関する基本方針

近年社会全体でIT化が進んでいますが、当監査法人でもITの整備を進めています。

2024年7月より、PCセキュリティ管理としてセキュアな当法人貸与PCの導入又は仮想デスクトップであるVDIを導入しています。

また、今後はセキュリティ面だけでなく、監査調書管理システムの導入等の電子化業務による効率化も進めていきたいと考えております。

#### 【当法人貸与PCの使用割合】

	2025年6月末時点
全専門要員（常勤・非常勤含む） 中、法人貸与PCの使用割合（人数）	91.1% (41名)

※法人貸与PC以外の専門要員には、VDIの導入を求め、情報漏洩対策を施しています。

### (2) 情報セキュリティ対策

監査業務を担う公認会計士・監査法人は、関与先の重要な情報を扱っており、社会的信頼性を保持すべき業務の観点からその重要性を認識し、セキュリティ対策をする必要があります。当監査法人では、情報セキュリティ対策基準を定め、必要となるセキュリティ対策を実施しています。

情報セキュリティ基準では、調書の保管について物理的対策基準、ネットワーク関連のシステム対策基準等対象となる範囲やそれぞれのセキュリティ基準を定めており、最高経営責任者は、隨時、外部ITベンダーとの協議の場を設け、その実施状況の確認をすることとしています。また、事前対策として情報漏洩時の緊急連絡体制を定め、情報漏洩が発生した場合に迅速な対応ができるようにしています。

## 5. 財務基盤

当監査法人は、継続して安定した財務基盤を確保するとともに、特定のクライアントに報酬依存することがないよう健全性を維持しております。  
報酬依存度の管理をし、独立性に関する指針や職業倫理に関する指針に反していないか確認をしております。

### 【最も報酬の高いクライアントに対する報酬依存度】

2021 年 6 月期	8.1%
2022 年 6 月期	9.3%
2023 年 6 月期	9.8%
2024 年 6 月期	9.7%
2025 年 6 月期	7.7%

※特定のクライアントに対する報酬依存度が 15% を超えた場合、独立性に懸念が生じるため、倫理規則では必要な対策を行うこととされています。

### 【当監査法人の財務状況】

(百万円)

	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
売上高	492	502	467
総資産	470	518	486
純資産	394	443	449

## **6. 国際対応基盤**

当監査法人では、現在海外取引・海外子会社等の監査は行っておりません。しかしながら、被監査法人の国際化に対応すべく、将来的には国外の監査事務所の利用または当監査法人による直接監査等が可能な人的リソースの確保を検討して参ります。

## 7. その他

### (1) 監査従事者アンケートの実施

年に一度監査従事者を対象とした満足度調査を実施しています。アンケートに回答した個人が特定されてしまうことがないよう無記名での回答とし、当監査法人に対する率直な意見を収集することで、その結果を元に改善策を講じ、品質管理の向上を図ります。

#### 【監査従事者アンケートの実施結果】

確認基準日	2024年7月1日	2025年7月1日
対象	2023年7月～2024年6月までに完了した業務	2024年7月～2025年6月までに完了した業務
アンケート回答率	100%	100%
回収件数	36件	31件

※パートナー、監査に従事しない職員（事務局）はアンケート対象外

### (2) 通報窓口の設置

当監査法人では、監査クライアントや監査法人の違法行為等を知り得た場合に匿名で通報できるようホームページにホットライン窓口を設置しております。

【別紙】ガバナンス・コードの対応状況

監査法人が果たすべき役割			
指針	当法人の取組み		
原則1 1-1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者などの保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	P 1	1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P 2	(1) 経営理念
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	P 5 P 19 P 20	(2) ■社員会 (1) 業務運営に関する方針 (2) 構成員の状況 (3) 人事評価制度
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P 12 P 19 P 21	(7) 監査品質向上への取り組み (1) 業務運営に関する方針 (4) 研修及び能力開発のための環境
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	P 6 P 14 P 23	(3) 職業倫理の遵守・独立性の保持の方針及び手續 (10) 兼業・副業の状況 (5) 非監査業務への取り組み

1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。		該当ございません
組織体制①			
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針	当法人の取組み		
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	P 5 P 16 P 17	(2) 品質管理に関する責任・役割  (2) 組織図  (3) 社員会
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <p>●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <p>●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</p> <p>●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p>	P 4 P 9  P 4 P 9  P 5 P 19 P 20	<p>(1) 品質管理に関する基本方針  (4) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続</p> <p>(1) 品質管理に関する基本方針  (4) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手續  (7) 監査品質向上への取り組み</p> <p>(2) ■社員会  (1) 業務運営に関する方針  (2) 構成員の状況  (3) 人事評価制度</p>

	●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	P 2 4	(1) ITに関する基本方針
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	P 5 P 1 6 P 1 7	(2) 品質管理に関する責任・役割 (2) 組織図 (3) 社員会

### 組織体制②

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
		指針	
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	P 5 P 1 5	(2) 品質管理に関する責任・役割 (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	P 4 P 6 P 1 1 P 1 8	(1) 品質管理に関する基本方針 (3) 職業倫理の遵守・独立性の保持の方針及び手続 (6) 専門的な見解の問い合わせ (4) 独立性を有する第三者

3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>●組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>●法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	P 5 P 15 P 11 P 18 P 20 P 27	(2) 品質管理に関する責任・役割 (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針 (6) 専門的な見解の問い合わせ (4) 独立性を有する第三者 (3) 人事評価制度 (1) 監査従事者アンケートの実施 (2) 通報窓口の設置 永和監査法人の WEB ページで「監査品質のマネジメントに関する報告書」を公表しております。	
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	P 5 P 15 P 18	(2) 品質管理に関する責任・役割 2. 組織・ガバナンス基盤 (4) 独立性を有する第三者	
<b>業務運営</b>				
原則4		<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>		
指針		当法人の取組み		

4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	P 19 P 21 P 27	(1) 業務運営に関する方針 (4) 研修及び能力開発のための環境 (1) 監査従事者アンケートの実施
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	P 5 P 19 P 20	<p>■社員会 (2) 構成員の状況 (3) 人事評価制度</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>●法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	P 8 P 14 P 21 P 23 P 20 P 14 P 21	<p>■ 監査メンバーの長期間の関与に関する方針及び手続 (10) 兼業・副業の状況 (4) 研修及び能力開発のための環境 (5) 非監査業務への取り組み (3) 人事評価制度 (10) 兼業・副業の状況 (4) 研修及び能力開発のための環境</p>

4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	P 1 2	(7) 監査品質向上への取り組み
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	P 2 7	(2) 通報窓口の設置
透明性の確保			
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
指針	当法人の取組み		
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。		永和監査法人の WEB ページで「監査品質のマネジメントに関する報告書」を公表しております。
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向け</li> </ul>	P 1 P 2 P 19 P 20 P 20	1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ (1) 経営理念 (2) 構成員の状況 【有給休暇消化日数】 【試験休暇消化日数】

	た取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	P 2 2 P 2 5 P 2 7	(4) 研修及び能力開発のための環境 【2023～2024年度 CPD 履修単位の平均】  5. 財務基盤 (1) 監査従事者アンケートの実施
	●監査法人における品質管理システムの状況	P 4 P 1 2	(1) 品質管理に関する基本方針 (8) 品質管理システムの監視
	●経営機関等の構成や役割	P 5	(2) 品質管理に関する責任・役割
	●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	P 1 6 P 1 7 P 6 P 1 1 P 1 8	(2) 組織図 (3) 社員会 (3) 職業倫理の遵守・独立性の保持の方針及び手続 (6) 専門的な見解の問い合わせ (4) 独立性を有する第三者
	●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	P 2 3	(5) 非監査業務への取り組み
	●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	P 2 4	4. IT 基盤
	●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	P 1 9 P 2 1	(1) 業務運営に関する方針 (4) 研修及び能力開発のための環境
	●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	P 2 5	5. 財務基盤
	●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	P 2 6	6. 國際対応基盤
	●監督・評価機関等を含め監査法人が行った監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	P 1 3 P 1 8	(9) 外部レビュー等 (4) 独立性を有する第三者

	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> </ul>		
5-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>		該当ございません
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	P 12 P 11 P 18	(7) 監査品質向上への取り組み (6) 専門的な見解の問い合わせ (4) 独立性を有する第三者
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	P 12	(8) 品質管理システムの監視
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	P 12	(7) 監査品質向上への取り組み